

新規就農者等の若手農業者の皆さまへ

～稼げる力！農業生産体制強化応援事業のご案内～

農業者の生産体制の強化及び経営の安定に資する機械・施設等のうち、野菜、花きの生産に必要な設備の導入を支援します。

稼げる力！農業生産体制強化応援事業の概要

◆ 対象となる生産者

新規就農者又は申請時の年齢が60歳未満の農業者であって、次に掲げる要件を全て満たす方。

(法人においては、申請時に60歳未満の役員又は従業員がいる場合に限る。)

- ①本市に住所を有する方又は本市に本拠がある農業生産法人若しくは農事組合法人。
- ②地域振興重点作物(えだまめ、ねぎ、かぼちゃ、キャベツ、キク、トルコギキョウ、シクラメン、梨)を生産し、かつ、出荷又は販売する方。
- ③事業実施後10年間農業を継続する意思を有する方。

◆ 対象となる経費

野菜・花きの生産に要する機械・施設等

- (1) 作柄安定施設
パイプハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機等
(かん水設備、暖房機についてはハウス施設と一体導入に限る。)
- (2) 省力化機械 (トラクター類その他汎用性の高い物は、認定新規就農者に限り補助対象とする。) 管理機、収穫機、産業用ドローン (バッテリーは1本に限る。)
直進アシスト付きトラクター等

◆ 補助率

消費税等を除いた対象経費の30%以内

◆ 申請期間

予算の範囲内で随時受け付け

※年度末までに事業完了をできるものに限りです。

本事業に関する問い合わせ先

潟上市 農林水産振興課 農政班 ☎018-853-5336